

教育委員会では、小・中学校ごとの通学区域に基づき、就学すべき学校を指定し、新1年生に入学通知を送付します。

1月15日(月)発送予定
(1月1日基準日)

なお、特別な事情により下表の各要件に該当する場合は、保護者の申請により指定学校の変更をすることができます。
指定学校の変更を希望される場合は、申立書に必要書類を添えて申請してください。

申請期間

- ◎新1年生 11月末日まで (入学通知をお持ちください)
- ◎新1年生以外で学年当初から変更を希望する場合 12月末日まで
- ◎その他 随時 (変更の事由が生じ次第速やかに)

問い合わせ 学校教育課 (☎)
57219578へ

指定学校変更要件一覧表

要件	就学を希望する学校(変更先)	指定学校の変更の期間
通院治療を要するなどの場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間
最終学年である場合	従前から通学していた学校	卒業までの期間
最終学年以外である場合		当該学期の終了までの期間
自然災害などにより一時転居をする場合		元の居住地に転居するまでの期間
住宅の改築などのため、一時転居をする場合		元の居住地に転居するまでの期間
住宅の購入などに際し、融資を受ける条件として住宅完成の前に当該住宅の所在地に住民票を移した場合		実際に転居するまでの期間
おおむね3月以内に住居の新築、購入などにより、転居が確定している場合	転居予定地を学区とする学校	転居の日までの期間
指定学校に特殊学級がない場合	教育委員会が適当と認めた学校	特殊学級が設置されるまでの期間
いじめ、不登校など特別な事情により、転校または指定学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合		教育委員会が必要と認める期間
転居後、おおむね1月以内に実施される学校行事に参加する場合	従前から通学していた学校	教育委員会が必要と認める期間
指定学校(中学校に限る)に希望する部活動がない場合	学区の隣接する中学校(隣接校にもない場合は直近の学区の学校)	卒業までの期間または当該部活動が設置されるまでの期間
指定学校では日本語適応指導ができない場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間
保護者の勤務形態や疾病などのため留守家庭となり、帰宅後の児童生徒を保護監督する者が不在の場合	下校後の児童生徒を保護する場所に近接する学校	理由が解消するまでの期間
債権の取り立て、家庭不和など特別な理由から、一時的に住民登録をしていない場合	居所を学区とする学校	理由が解消するまでの期間
指定学校の変更を認められた兄弟が通学している学校に就学する場合	兄弟が通学している学校	兄弟が卒業するまでの期間
交通量が多く、危険な道路などを回避させること、または指定学校より近い距離にある学校に就学することにより、通学の安全が確保されると認められる場合	学区の隣接する学校	卒業するまでの期間
その他やむを得ない事情があると認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間

☞「転居」とは、市内において住所を変更することをいう